資料１２０－１

電気通信事業法施行規則の一部改正について

（諮問第3147号）

＜目　　次＞

１　報告書　……　１

２　答申書（案）　……　２

３　改正概要　……　１３

令和４年１年25日

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会
部会長　三　友　　仁　志　　殿

ユニバーサルサービス委員会
主　査　　関　口　　博　正

報　告　書

令和３年12月３日付け諮問第3147号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

１　本件、電気通信事業法施行規則の一部改正については、調査及び意見募集による提出意見を踏まえ、諮問された省令案に必要に応じて法令上の修正を加えた上で、改正することが適当と認められる。

２　なお、意見募集による提出意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりであり、総務省において、以下の措置を講じることが適当である。（括弧内は別添において対応する当委員会の考え方）

（１）東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に対する第一種公衆電話の削減計画の報告等の求め（考え方２、３及び４）

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に対し、今回の省令改正案に応じた第一種公衆電話の削減計画の報告及び公表並びにそれぞれの取組についての適切な周知広報の実施を求めること。

また、削減計画の作成にあたっては、各地域の実情に配慮することを求めること。

（２）制度見直しに関する周知広報（考え方２）

今回の省令改正案による制度変更及び変更後の制度の概要について、国民に対し周知広報を行うこと。

以上

（案）

情 郵 審 第 ＊ 号
令 和 ４ 年 ２ 月 ＊ 日

総 務 大 臣
金 子 恭 之 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会 長 川 濵 昇

答 申 書

令和３年12月３日付け諮問第3147号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

１ 本件、電気通信事業法施行規則の一部改正については、審議及び意見募集による提出意見を踏まえ、諮問された省令案に必要に応じて法令上の修正を加えた上で、改正することが適当と認められる。

２ なお、意見募集による提出意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりであり、総務省において、以下の措置を講じることが適当である。（括弧内は別添において対応する当審議会の考え方）

（１）東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に対する第一種公衆電話の削減計画の報告等の求め（考え方２、３及び４）

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に対し、今回の省令改正案に応じた第一種公衆電話の削減計画の報告及び公表並びにそれぞれの取組についての適切な周知広報の実施を求めること。

また、削減計画の作成にあたっては、各地域の実情に配慮することを求めること。

（２）制度見直しに関する周知広報（考え方２）

今回の省令改正案による制度変更及び変更後の制度の概要について、国民に対し周知広報を行うこと。

以上

別添

電気通信事業法施行規則の一部改正に対する意見及びそれらに対する考え方

意見募集期間：令和3年 12 月4日（土）～令和4年1月7日（金）
案件番号：145209849（電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案に対する意見募集）

意見提出者一覧

意見提出者　9件（法人：3件、個人：6件）

（提出順、敬称略）

受付.	意見提出者
1	個人A
2	個人B
3	個人C
4	個人D
5	個人E
6	個人F
7	KDDI株式会社
8	楽天モバイル株式会社
9	ソフトバンク株式会社

意見	考え方	修正の有無
意見１ ●本省令案に賛同。	考え方１	
○　「東日本大震災以降、累次の台風・大雨等、頻発する自然災害による被害は増加しており（中略）災害時における公衆電話の役割が見直されてきている」（2021 年 7 月 7 日 社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方答申）との記載もある通り、現状において公衆電話に期待される役割はその他の通信手段によって完全に代替できるものではなく、主に以下の観点から、事前設置型災害時用公衆電話を新たに基礎的電気通信役務として位置付けるとともに、設置基準を見直した上で第一種公衆電話を引き続き基礎的電気通信役務として維持する本省令案に賛同致します。 ①　災害時等緊急時における事前設置型災害時用含む公衆電話の有用性 ②　公衆電話特有の技術特性、機能（災害時の優先接続や局給電機能、事前契約が不要等） 【ソフトバンク株式会社】	○　賛同の御意見として承ります。	無
意見２ ●　第一種公衆電話の設置基準を見直し、設置台数が減少すると、国民・利用者の利便性の低下が生じることから、国民・利用者に対して、NTT東・西による積極的な周知・広報が行われることが必要。	考え方２	
○　第一種公衆電話の設置基準を見直し、設置台数が減少すると、国民・利用者の利便性の低下が生じることから、国民・利用者の理解醸成・予見可能性を確保するため、総務省は、NTT東・西に対して、以下の取組の実施を求め、国民・利用者に対して、NTT東・西による積極的な周知・広報が行われることが必要だと考えます。	○　第一種公衆電話の効率化については、今後、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「ＮＴＴ東西」という。）において適切に実施されることが求められるものであり、ＮＴＴ東西による第一種公衆電話の削減の計画及び取組	無

意見	考え方	修正の有無
1.　新施行規則の設置基準に基づき、引き続き、設置・維持する予定の第一種公衆電話の設置場所の公表 2.　将来的に撤去予定である第一種公衆電話（新施行規則の設置基準に該当しない旧第一種公衆電話）の設置場所、及び撤去予定時期の公表 3.　第一種公衆電話の年度別の撤去予定台数等、撤去に係る計画及び計画の進捗状況の公表 【ＫＤＤＩ株式会社】 ○　なお、「公衆電話サービス全体を維持するための費用については、できる限り抑制を図るとともに、その中で、実際の利用ニーズに応じた費用配分となるようにすることが適当であり、第一種公衆電話の設置基準について、効率化の観点から、改めて見直すことが適当である」（2021 年７月７日 社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方答申）とあることから、公衆電話サービス全体の維持費用の効率化を確実に行うためにも、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿による第一種公衆電話の減設計画の公表等が必要と考えます。 【ソフトバンク株式会社】	については、国民・利用者に対して必要な情報が提供されることが必要と考えます。 　このため、総務省からＮＴＴ東西に対し、第一種公衆電話の削減計画の報告及び公表並びに両社の取組についての適切な周知広報の実施を求めることが適当と考えます。 　併せて、総務省においても、今般の改正による制度変更及び変更後の制度の概要について周知広報を行うことが適当であると考えます。	
意見３ ●　第一種公衆電話の効率化にあたっては、単なる撤去のみならず、第二種公衆電話や災害時用公衆電話の設置状況も踏まえ、その位置づけの見直し等による利用者利便低下の抑制も考慮のうえ、検討すべき。	考え方３	
○　「社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方」（令和３年７月情報通信審議会答申）において、「第一種公衆電話の効率的な設置を促す観点から、メッシュ基準を緩和し、必要設置台数の基準を緩和する場合、ＮＴＴ東西において、それに伴う利用者の利便性の低下をできるだけ軽減するた	○　ＮＴＴ東西においては、御意見にあるような点も踏まえて、第一種公衆電話の効率化を進めることが適当と考えます。また、各地域の実情にも配慮することが適当と考えます。	無

意見	考え方	修正の有無
めの工夫を講じることが求められる」(P23)、「第一種公衆電話がより必要とされる場所に重点的に残されるよう、利用者の意向や利用実態に配慮した上で、総務省及びＮＴＴ東西において、具体的な設置の考え方について整理すべき」(P23) と報告され、これを受けた本改正により公衆電話の設置及び利用実態把握のための報告内容が精緻化されるところ、第一種公衆電話の効率化にあたっては、単なる撤去のみならず、第二種公衆電話や災害時用公衆電話の設置状況も踏まえ、その位置づけの見直し等による利用者利便低下の抑制も考慮のうえ、検討すべきと考えます。 【楽天モバイル株式会社】	○　総務省においては、ＮＴＴ東西に対し、第一種公衆電話の削減計画の報告及び公表等を求め、両社の実施状況を注視していくことが適当と考えます。	
意見４ ●第一種公衆電話がより必要とされる場所に重点的に残されるべきとあるが、必要とされる場所または基準を明示してほしい。	考え方４	
○　第一種公衆電話がより必要とされる場所に重点的に残されるべき。とあるが、漠然としていてよくわからない。必要とされる場所または基準をもっと具体的に明示してほしい。 ○　駅前や病院など一カ所に複数台設置のところは「必要とされる場所」だからですか。使われているのをほとんど見たことがないのに何台もついているのはおかしい。同一場所には2台までとか上限をつけるべき。 【個人Ｂ】	○　諮問された省令改正案（以下「改正案」という。）においては、「公道上、公道に面した場所その他の常時利用することができる場所又は公衆が容易に出入りすることができる施設内の往来する公衆の目につきやすい場所」と、設置すべき場所について一定の基準が示されています。 ○　他方で、実際の具体的な設置場所については、これを法令で一律に定めてしまうと各地域の実情にそぐわない硬直的な制度となってしまうおそれがあることから、一定の基準を示した上で、各地域の実情を踏まえて柔軟に対応することができることとする改正案は適当と考	無

意見	考え方	修正の有無
	えます。 ○　ＮＴＴ東西においては、御指摘の複数台設置されている箇所における使用頻度も含め、各地域の実情に配慮した上で、第一種公衆電話の効率化を図ることが適当と考えます。	
意見５ ●常設の公衆電話は非常時以外にあまり使われないため、現状を変える工夫を行うことで、公衆電話を減らさないでほしい。	考え方５	
○　避難施設には１００名当たり１回線の「固定端末系伝送路設備を用いて当該電気通信事業者が提供する音声伝送役務」が義務付けられるのは、いいですが、通常の公衆電話設置数が減ることとなる今回の改正は疑問です。 非常時くらいにしか使われない現状を変える工夫(通常時の利用を促進する策)をして、公衆電話を減らさないようお願いします。 【個人Ｅ】	○　令和２年度に総務省が行ったアンケート調査において、携帯電話があったため公衆電話を使う必要がなかったとの回答が75%であったように、携帯電話の普及により常設の公衆電話の利用が大きく減少している状況である一方で、災害時用公衆電話のニーズは高まっていると承知しています。こうした状況を踏まえ、公衆電話サービス全体を維持するための費用が実際の利用ニーズに応じた費用配分となるよう、第一種公衆電話の効率的な設置に向けて基準を緩和する改正案は適当と考えます。	無
意見６ ●　新たに基礎的電気通信役務と位置付けられる事前設置型災害時用公衆電話の費用負担の在り方について検討すべき。	考え方６	
○　「社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方」（令和３年７月情報通信審議会答申）において、「災害時用公衆電話に係る補填の考え方については、交付金の負担が最終的には国民・利用者に転嫁されること、現在の	○　事前設置型災害時用公衆電話を含む公衆電話の費用負担の在り方については、情報通信審議会で検討されていると承知しています。	無

意見	考え方	修正の有無
災害時用公衆電話に係るアクセス回線費用が接続料に転嫁されていること等を踏まえ（中略）具体的な補填の範囲や導入時期について、適時適切に判断する必要がある」（P20）と示されたこと、及び国民・利用者や接続電気通信事業者等における負担を抑制する観点から、現在転嫁されている接続料も含め、費用負担の在り方を引き続き検討すべきと考えます。 【楽天モバイル株式会社】 ○　また、新たに基礎的電気通信役務と位置付けられる事前設置型災害時用公衆電話の費用負担の在り方については、今後適用されるであろうIP-LRICモデル等も踏まえて公開の場での議論・検討が必要と考えます。 【ソフトバンク株式会社】		
意見７ ●　省令案の附則第４項で「と読み替えるものとする」としているが、準用ではなくて読替適用なのだから単に「とする」とすべきではないか。	考え方７	
○　省令案の附則第４項で「と読み替えるものとする」としているが、準用ではなくて読替適用なのだから単に「とする」とすべきではないか。 【個人Ｄ】	○　総務省において、法令上の修正の必要性の有無について検討することが適当と考えます。	総務省において検討
意見８ ●　デジタル庁と連携してサービス向上につながる法整備に努めていただきたきたい。	考え方８	

意見	考え方	修正の有無
○　デジタル庁と連携してサービス向上につながる法整備に努めていただきたく存じます。 【個人Ａ】	○　本案における意見募集の対象は、基礎的電気通信役務の範囲に係る電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。）第14条等に関するものであり、いただいた御意見については、参考として承ります。	無
意見９ ●　公衆電話ボックスを設置している土地の費用が有料であり、第一種公衆電話は、公共性があり本当に必要なところに設置しているというのであれば無料にすべき。	考え方９	
○　公衆電話ボックスを設置している土地の費用は有料?無料? 有料だとしたら、第一種は、公共性があり本当に必要なところに設置しているというのであれば無料にすべき。 【個人Ｂ】	○　本案における意見募集の対象は、基礎的電気通信役務の範囲に係る施行規則第14条等に関するものであり、いただいた御意見については、参考として承ります。	無
意見10 ●　ユニバーサルサービス料は二重課税と同じである。 ●　自治体ばかりに負担を押し付けず、衛星通話など活用促進し公衆電話の多くは廃止したほうが良い。ダイアルアップ回線の用途でも使えないため、本当の非常時ほどインターネット回線によるIP電話など活用したほうが混み合わず柔軟に対応出来る。	考え方10	
○　このユニバーサル料ですが、リレーサービス同様に時代にそぐわない二重課税と同じです。 　纏めて「公共情報通信管理維持料」等と一元化し徴収したほうが良いです。 　NTTグループが支配していますが、明らかに競合他社が出ないように法を	○　本案における意見募集の対象は、基礎的電気通信役務の範囲に係る施行規則第14条等に関するものであり、いただいた御意見については、参考として承ります。なお、ユニバーサルサービス制度の負担金は電気通信事業者が負	無

意見	考え方	修正の有無
使い逃れていることが今回の資料で把握できます。 　自治体ばかりに負担を押し付けず、KDDIグループの有する衛星通話など活用促進し公衆電話の多くは廃止したほうが良い思われます。 　ダイアルアップ回線の用途でも使えないため、本当の非常時ほどインターネット回線によるIP電話など活用したほうが混み合わず柔軟に対応出来ます。 　あくまでも公衆電話に執着するのであれば、市役所など維持管理すらも行き届く行政施設に限るなど時代に合わせた運用をしていかなければなりません。 　公衆電話ボックスが無くなるだけで、少しだけ土地の有効活用が出来る他。 　設置場所から由来した混雑や人間不和になる要因も取り除ける利点があります。 【個人Ｃ】	担するものであり、自治体が負担しているものではありません。 ○　本案は、「社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方」（令和３年７月７日情報通信審議会答申）において示された、災害時用公衆電話をユニバーサルサービスとして位置づけ交付金による補填を行うことで安定的な提供を確保すること、及び、戸外に置ける最低限の通信手段としての役割がある第一種公衆電話について設置基準を緩和することで効率化を図り、災害時用公衆電話と併せて総額としての負担を増やさないことを実現するための制度改正案と承知しています。改正案では、第一種公衆電話の設置基準の緩和と併せて設置すべき場所についての一定の基準も示されており、その目的の実現のために適当と考えます。	
意見11 ●電柱所有者と土地使用契約を締結している当該土地所有者の不安が高まっているため、以下の二点を要望する。 ①　ユニバーサルサービスを理由に、土地使用料を現行のまま据え置くべき、との考え方であれば、土地使用契約期間を10年未満に短縮・有期限化 ②　伝送路設備地中化のスピード・アップ	考え方11	
○　災害時用公衆電話が「ユニバーサルサービス」として位置づけられ、その提供が安定的に確保されるためには、交付金による補填という収支面の	○　本案における意見募集の対象は、基礎的電気通信役務の範囲に係る施行規則第14条等に関	無

意見	考え方	修正の有無
手当と共に、この役務の提供場所である「指定避難所」ならびに「その他避難所」に至る伝送路設備の物理的健全性が災害発生下に安定的に確保される必要があります。 　この伝送路設備の いわゆるラストワンマイルは、大都市のオフィス街または高層集合住宅が密集する街区を除けば、電柱と光ファイバーにより構築される架空伝送路であり、我国の津々浦々にまで広がる一般的な伝送路設備の現状です。 　この現状において、市道に電柱設置を認めない自治体では、民地に電柱が設置されておりこれらが地震・突風等の自然災害・異常気象により、倒壊する事例が各地から報告され、近年それらが増加傾向にあることから、電柱設置住民（*）の不安が高まっています。 ＊ 電柱所有者と土地使用契約を締結している当該土地所有者 以上のことを踏まえ、下記 2点の意見・要望を提出いたします。 記 1. 電気通信事業法　第128条 3項　関係 （1）ユニバーサルサービスを理由に、土地使用料を現行のまま据え置くべき、との考え方であれば、ラストワンマイルを担う地域住民のリスク（**）負担の公平性の観点から、その土地使用契約期間を10年未満に短縮・有期限化すべきこと。 ＊＊ ・ 50年間または無期限に、自らの所有地を自由に活用できないリスク ・ 災害時に電柱が倒壊し、家屋損傷等の被害を受けるリスク ・ 不審者の、電柱利用よるプライバシー侵害等 悪害を受けるリスク	するものであり、いただいた御意見については、参考として承ります。	

意見	考え方	修正の有無
(2) 上記 (1) の代替案として、 ア. 実勢地価を反映した土地使用料とすべきこと。 イ. あわせて、電柱および支線そのものの設置面または設置点の実質的に利用不可能となる土地面積および光ファイバー等当該伝送路設備が占有する、当該土地上空ならびに地下（電柱埋設部および支線アンカー部）の面積（体積）を評価反映した使用料とすべきこと。 2. 伝送路設備地中化の スピード・アップ 国土交通省は、東日本大震災、阪神・淡路大震災時のライフライン（通信、電力）への被害状況について「地中線の信頼性が確認されている」(***)との総括をホームページ上に公表していることを踏まえ、 *** https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/chi_13_06.html 従来工法に拠らない「浅層埋設」「(市道に併設されている) U字溝の活用」等の低コスト工法に拠る伝送路設備地中化のスピード・アップを図り、いつどこで起きてもおかしくない、と日々言われ続けている自然災害等の諸災害に、後手に回る事なく対処する姿勢を電気通信事業法の付帯事項等で定めていただきたいこと。 以上 【個人Ｆ】		

電気通信事業法施行規則の一部改正について

「社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方」
（令和３年７月７日　情報通信審議会答申）を踏まえた
ユニバーサルサービス制度の改正

令和３年１２月３日
総合通信基盤局
料金サービス課

情報通信審議会答申（令和３年７月）と制度改正の概要

「社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方」（令和3年7月7日　情報通信審議会答申）の概要

- **災害時用公衆電話**は、災害時における第一種公衆電話が果たしている役割を代替するものとしての位置づけを高めており**「ユニバーサルサービス」として位置づけることが適当**。
- 災害時用公衆電話は必然的に赤字となるサービスであることから、**交付金による補填により、安定的な提供を確保する必要**。
- 災害時用公衆電話は、これまで交付金による補填を行っていなかったことから、**現在利用が減少している第一種公衆電話を効率化することにより**、災害時用公衆電話への補填を合わせても**総額として国民が負担している額を増やさないことが必要**。
- **第一種公衆電話の効率化のためには、現在設置を求めている台数を緩和※することが適当。**利用者の利便性低下を軽減するため、第一種公衆電話がより必要とされる場所に重点的に残されるべき。

※ 現在の市街地ではおおむね500m四方に一台それ以外の地域ではおおむね1km四方に一台のメッシュの基準をそれぞれ、1km四方に一台、2km四方に一台と**設置台数を概ね1/4にすることに一定の妥当性**。

答申を踏まえた制度改正の概要

1　ユニバーサルサービスの範囲の見直し　→　**今回改正**

① 災害時用公衆電話のユニバーサルサービスへの追加【諮問対象】

② 第一種公衆電話の設置基準の緩和【諮問対象】

③ 公衆電話の設置及び利用実態把握のための報告内容の精緻化【諮問対象外】　　等

※ ①②は電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）、③は電気通信事業報告規則（以下「報告規則」という。）の改正

2　ユニバーサルサービス交付金の補填対象の見直し　→　来年度関係省令等改正予定

○ 第一種公衆電話の効率化を踏まえた災害時用公衆電話への補填の考え方の整理　等

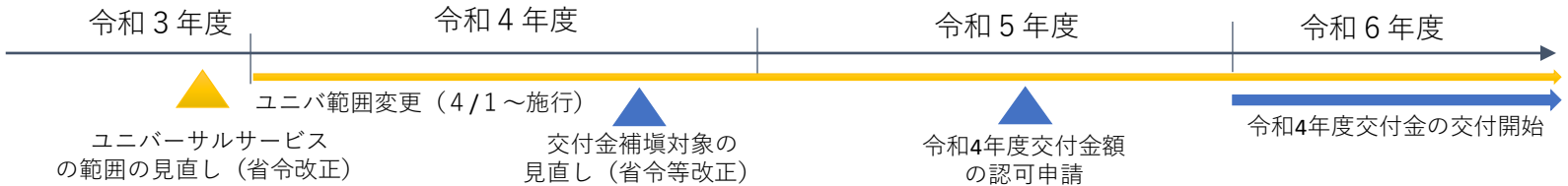

①　災害時用公衆電話のユニバーサルサービスへの追加－１

ユニバーサルサービスの対象とする災害時用公衆電話に係る役務の定義（案）【施行規則第14条第２号の２（新設）】

災害時に避難所等（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の７第１項の規定により指定された①指定避難所その他の同項に規定する②避難所又は災害時に③帰宅することが困難な者が一時的に滞在するための施設をいう。以下この号において同じ。）における公衆による電話の利用を確保するために地方公共団体の要請に基づき電気通信事業者が避難所等の収容人員おおむね百名当たり一回線の基準によりあらかじめ設置する固定端末系伝送路設備を用いて当該電気通信事業者が提供する音声伝送役務

１.役務提供場所の考え方

- 「指定避難所」と「その他避難所」とで地域の居住者等を一時的に滞在させるという機能は変わらないことから両方を対象とする。
- 帰宅困難者対策拠点については、帰宅困難者が一時的に滞在し、休憩や宿泊等が可能な施設である「一時滞在施設」と、基本的に滞在することを想定せず、徒歩帰宅者に水やトイレ等の支援を行う「帰宅支援ステーション」が存在。
- 避難所と同様に帰宅困難者が一時的に滞在する施設である「一時滞在施設」はユニバーサルサービスの提供先として対象とする。
- 一方、「帰宅支援ステーション」は、滞在を目的とする施設ではなく、かつ対象となり得る施設数が多く今後の増加についても見込みを立てることが困難であることから、基礎的電気通信役務提供事業者の義務の範囲が著しく広範になる可能性が現時点では高いためユニバーサルサービスの提供先としては対象外とする。

【災害時用公衆電話公衆電話用回線設置施設及びユニバーサルサービスの対象とすべき災害時用公衆電話役務の提供施設】

	避難所		帰宅困難者対策拠点	
	指定避難所	その他避難所	一時滞在施設	帰宅支援ステーション
目的[注1]	地域の避難住民の受け入れ		帰宅困難者等の受け入れ	徒歩帰宅者の支援
支援事項[注1]	食料、水、毛布、トイレ、休憩場所、情報等		食料、水、毛布又はブランケット（アルミ等の極薄素材で作られた防風・防寒・防水シート）、トイレ、休憩場所、情報等	水道水、トイレ、帰宅支援情報等
主な対象施設	小中学校、公民館　等		オフィスビル、ホテル　等	コンビニ等
施設数	79,821箇所[注2]	不明[注3]	東京都内1,137箇所[注4] ほか各都市圏で設定	首都圏28,519箇所[注5] 近畿圏12,136箇所[注6]
災害時用公衆電話用回線設置状況	約4万箇所		約300箇所	約1,900箇所
ユニバ対象	①	②	③	×

注１「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン」（平成27年内閣府（防災））より
注２　R2.10.1現在　R３年防災白書より
注３　平成30年の内閣府防災のアンケート調査より指定避難所の指定を完了していない自治体は全体の14％（うち約10％が全く指定を行っていない）
注４　R3.7.1現在　東京都HPより
注５　R2.5.31現在　防災首都圏ネット（九都県市首脳会議防災・危機管理対策委員会）HPより
注６　R3.9.23現在　関西広域連合HPより

①　災害時用公衆電話のユニバーサルサービスへの追加－２

２.提供する役務の考え方

＜事前設置型と事後設置型＞

- 災害時用公衆電話の類型としては、あらかじめ地方自治体から設置を要請された避難所等にアクセス回線（固定端末系伝送路設備）を設置して、災害発生時に地方自治体等の施設管理者が端末をその回線に接続することで電話を行えるようにしている「事前設置型」と、災害発生後に地方自治体から要請を受けて臨時的に避難所等に設置する「事後設置型」が存在。
- 「事前設置型」と「事後設置型」は双方ともに、災害時に避難者等が通話するために設置される設備を用いて提供される役務であり、災害時における第一種公衆電話の代替性という観点では共通しているが、一方で「事後設置型」は臨時的に設置されその後撤去されることや、災害の態様等によって臨機応変に提供方法を検討する必要がある。これを踏まえると、画一的な設置基準を設け、当該サービスを定義して事前に契約約款の届出を求めること（電気通信事業法第19条）や、提供義務を課すこと（同法第25条）等の基礎的電気通信役務とすることによって生じる義務を課すことは、かえって災害時に避難者等による電話の利用の確保を困難とする可能性がある。
- したがって、災害時用公衆電話の役務のうち「事前設置型」のみを適切、公平かつ安定的な提供を求めるユニバーサルサービスとする。

＜対象とする役務＞

- 災害時用公衆電話は利用目的に照らすと、通話の宛先が特定の地域に限られるものではなく、遠方の固定電話や携帯電話あての通話も十分に想定されることから、通話区分を特定せずユニバーサルサービスの対象とする（注）。
  （注）ユニバーサルサービスの提供に係る全ての費用が補填の対象となる訳ではなく、補填の対象範囲については別途検討する。
- また、現在の事前設置型の災害時用公衆電話用のアクセス回線が、概ね収容人員100人当たり１台の基準で設置されていることを踏まえ、回線設置数についても基準を設定。なお、NTT東日本・西日本は100人の避難時には約30家族がおり、１家族３分の通話をすると仮定した場合、最大待ち時間が２時間未満となるよう考慮して当該基準を設定している。

事前設置型提供イメージ

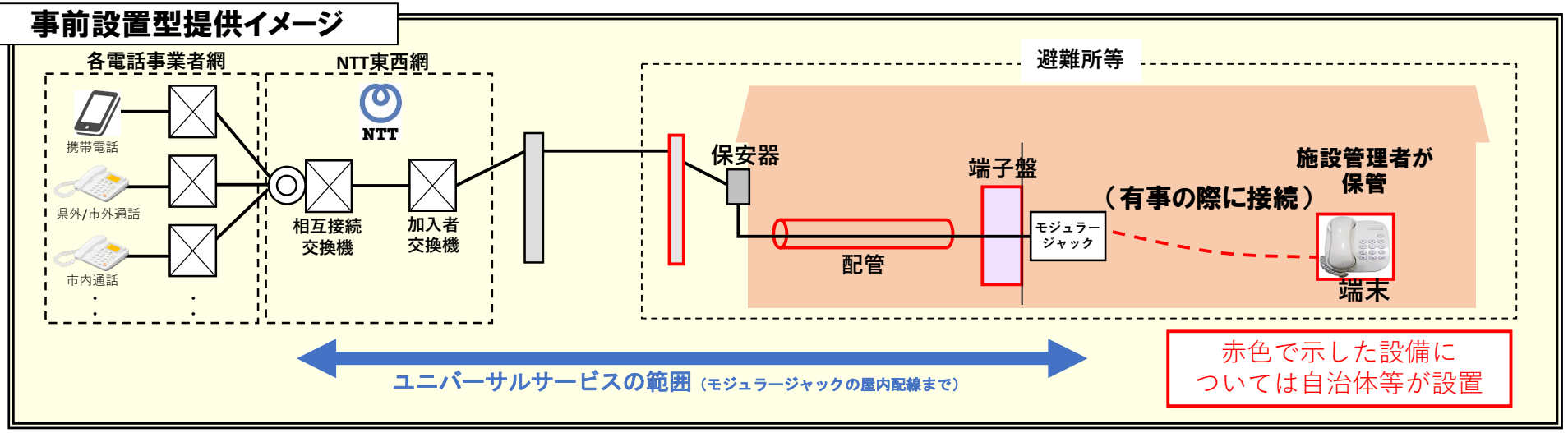

①　災害時用公衆電話のユニバーサルサービスへの追加－３

【参考】事前設置型災害時用公衆電話用回線の設置状況（令和３年３月末時点）

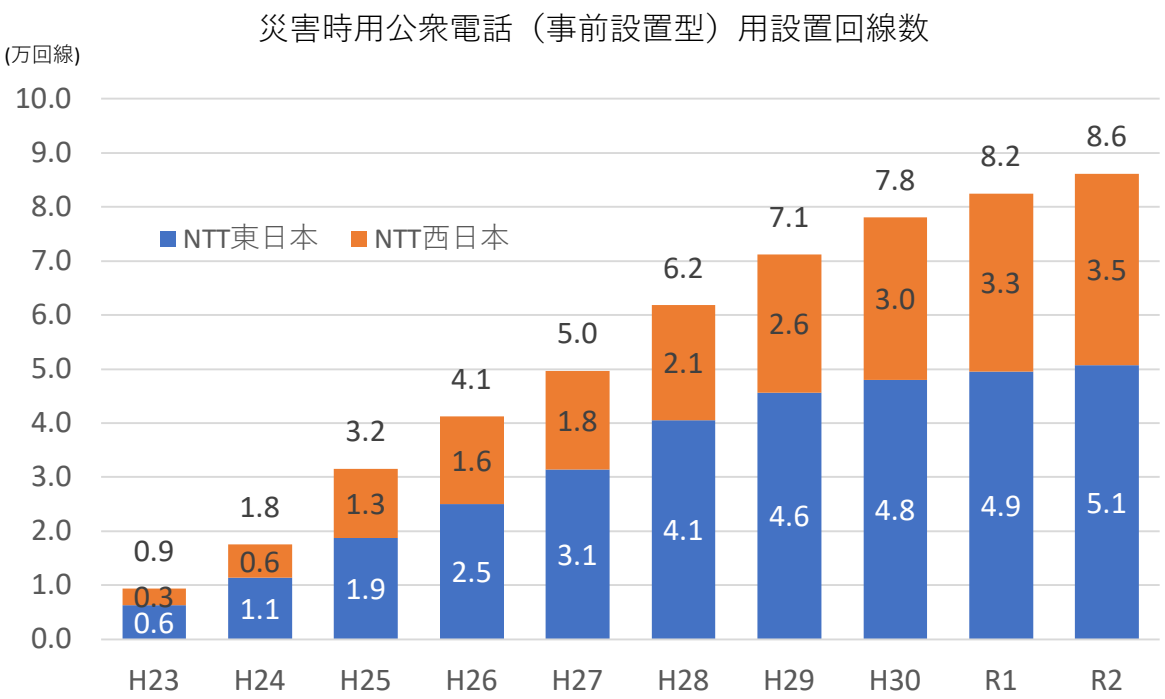

災害時用公衆電話用回線の設置状況（令和３年３月末時点）

	設置回線数	設置箇所数	自治体数
NTT東日本	50,655	24,932	749
NTT西日本	35,463	20,188	884
合計	86,118	45,120	1,633

（参考）　市町村数1,718（北方領土の6村除く）
災害対策基本法に基づく指定避難所　79,821箇所
（R2.10.1現在　R３年防災白書より）

【参考】事後設置型災害時用公衆電話の例

・回線敷設のほか、ポータブル衛星電話、無線システム等を発災後に開設

例)熊本地震：
2016/4/14発災、同日ポータブル衛星電話の設置要望

翌日4/15に設置

※設置場所の被災状況により設置に時間を要す場合あり

小型ポータブル衛星装置を用いた
災害時用公衆電話の設置

・災害の発生を受けて、地方自治体からの要請に基づき事後的に設置。
・機動的な対応を図る必要があるため、ポータブル衛星等の装置を利用して公衆電話を設置。
・長期間設置することが見込まれる場合はメタル回線を敷設する場合もある。

② 第一種公衆電話の設置基準の緩和

＜情報通信審議会答申（令和3年7月）概要＞

- 第一種公衆電話の効率化のためには、現在設置を求めている台数を緩和※することが適当。
  ※ 現在の市街地ではおおむね500m四方に一台それ以外の地域ではおおむね1km四方に一台のメッシュの基準をそれぞれ、1km四方に一台、2km四方に一台と設置台数を概ね1/4にすることに一定の妥当性。
- 必ずしも、公衆電話の設置場所そのものが戸外である必要はなく、郵便ポストのように容易に出入りすることができる場所に重点的に設置することを重視し、設置場所が戸外か屋内かで第一種公衆電話か否かを区別するという運用を見直すことが適当である。利用者の利便性低下を軽減するため、第一種公衆電話がより必要とされる場所に重点的に残されるべき。

現行設置基準	改正（案）
社会生活上の安全及び戸外での最低限の通信手段を確保する観点から市街地においてはおおむね500 m四方に一台、それ以外の地域においてはおおむね1km四方に一台の基準により設置される公衆電話機	社会生活上の安全及び戸外での最低限の通信手段を確保する観点から、公道上、公道に面した場所その他の常時利用することができる場所又は公衆が容易に出入りすることができる施設内の往来する公衆の目につきやすい場所に設置される公衆電話機であつて、市街地においてはおおむね1km四方に一台、それ以外の地域においてはおおむね2km四方に一台の基準により設置されるもの

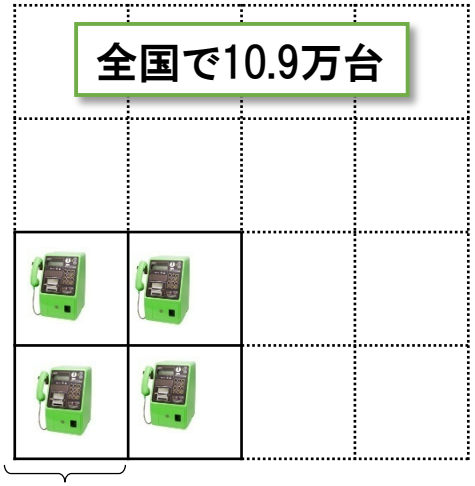

単位面積：市街地で500m四方
（それ以外1km四方）

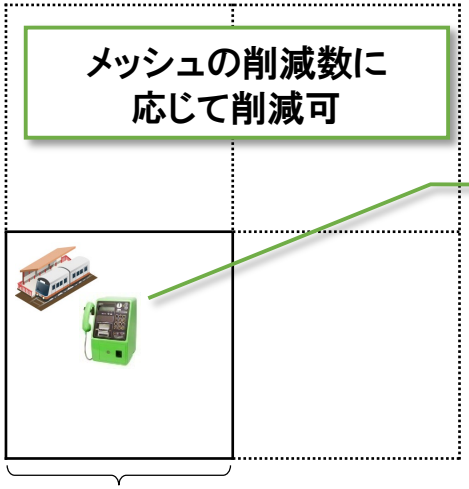

単位面積：市街地で1km四方
（それ以外2km四方）

メッシュ基準緩和
重点的に設置する場所の追記

利便性の低下を軽減するため、駅、小売店舗など公衆が容易に出入りすることができる場所への重点的な設置を義務づけ
（**現在は設置場所に規制なし**）

【参考】他のあまねく設置の例

小学校　約２万箇所
郵便局　約2.4万箇所
交番・駐在所　約1.2万箇所

改正前後の公衆電話に係るユニバーサルサービス（全体像）

【現行】

	設置場所・基準		提供する役務					
			アクセス回線	端末（電話機）	通話			
					市内	離島	緊急通報	その他
第一種	メッシュ基準 市街地：500m四方に一台 その他：1km四方に一台		○	○	○	○	○	○
第二種	NTT東西が自主的に設置場所を設定		○	○	○	○	○	○
災害時用	事前設置型	避難所	○	（自治体）	○	○	○	○
		一時滞在施設	○	（同上）	○	○	○	○
		帰宅支援ｽﾃｰｼｮﾝ	○	（ｺﾝﾋﾞﾆ等）	○	○	○	○
	事後設置型	避難所	（主に他社回線）	○	○	○	○	○

【改正案】　※赤字部分が変更点

	設置場所・基準		提供する役務					
			アクセス回線	端末（電話機）	通話			
					市内	離島	緊急通報	その他
第一種	メッシュ基準 市街地：**1km**四方に一台 その他：**2km**四方に一台		○	○	○	○	○	○
第二種	NTT東西が自主的に設置場所を設定		○	○	○	○	○	○
災害時用	事前設置型	避難所	○	（自治体）	○	○	○	○
		一時滞在施設	○	（同上）	○	○	○	○
		帰宅支援ｽﾃｰｼｮﾝ	○	（ｺﾝﾋﾞﾆ等）	○	○	○	○
	事後設置型	避難所	（主に他社回線）	○	○	○	○	○

○ …NTT東西が実際に設置・提供している役務　　…設置基準　　…ユニバーサルサービス

（参考）改正後のユニバーサルサービス（全体像）

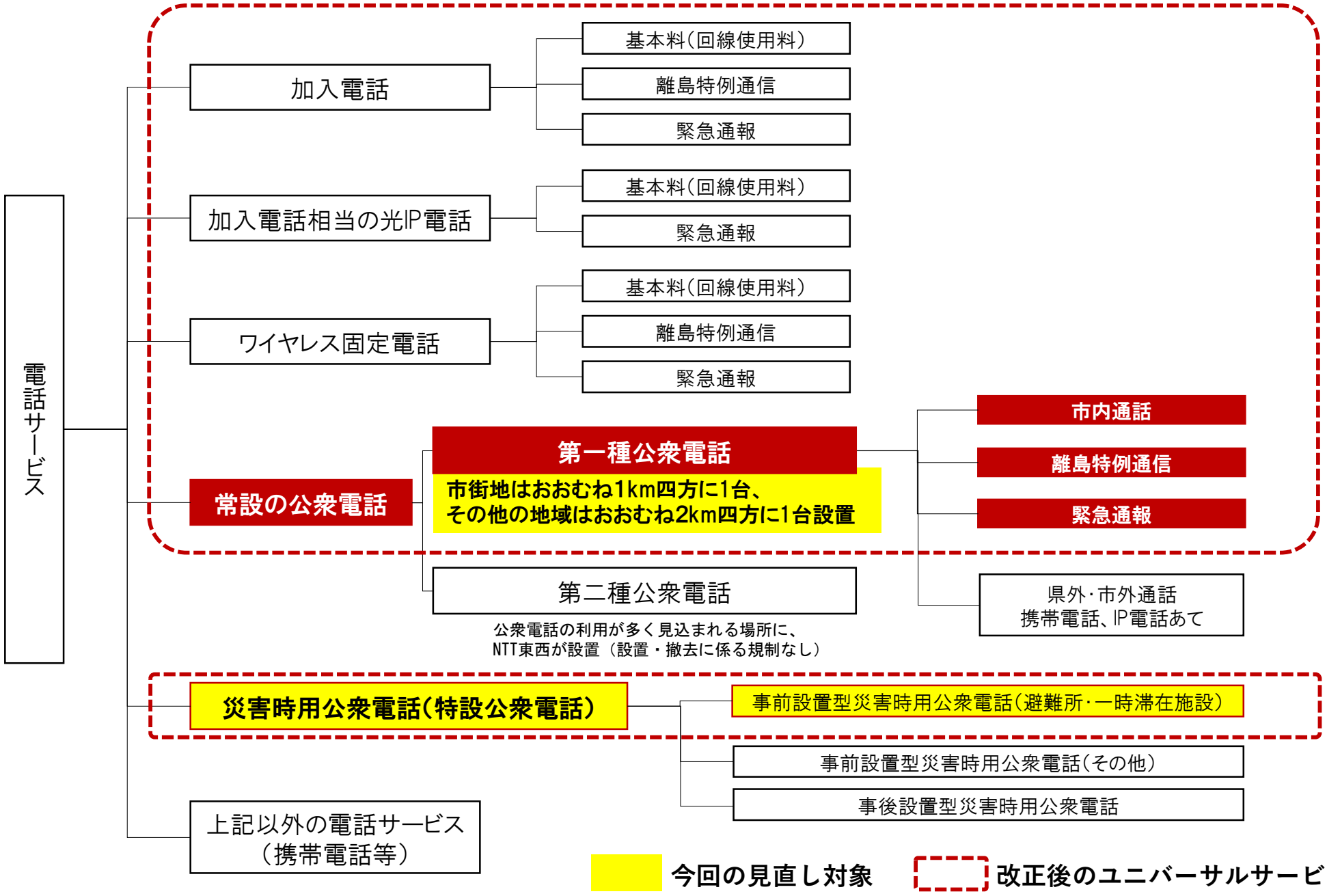

➢ 経過措置

① 施行日

令和４年４月１日

② 第一種公衆電話の設置基準についての経過規定

新施行規則では、必要となる設置台数を一辺を２倍、面積では４倍にしたメッシュにおおむね１台の基準としているが、現在の第一種公衆電話については一定の期間をかけて徐々に削減されていくことから、当分の間、現行の基準に基づき設置されている公衆電話についてユニバーサルサービスの対象とみなすこととする。

（理由）

- ➢ 省令改正後も当分の間は、現在の第一種公衆電話であって省令改正後は第一種公衆電話に位置付けられない公衆電話のうち撤去が行われていないもの（以下「旧第一種公衆電話」）についても契約約款に基づく適切なサービス提供が求められること。
- ➢ 今後ユニバーサルサービス交付金による補填対象を検討するにあたり、設置基準緩和に伴う撤去費用について交付金の対象とすることが適当である旨答申されていることから、旧第一種公衆電話についても引き続きユニバーサルサービスとし、第二種公衆電話とは区別しておく必要があること。

【情報通信審議会答申（令和３年７月）】該当部分
第５章　第一種公衆電話の補填について
　第１節　基本的考え方
　現在、第一種公衆電話に係る費用については、収入と費用を相殺する形で赤字分を全額補填している。現在の公衆電話の収支状況を踏まえると、全収容局において赤字という傾向に変化は見られないことから、引き続き、補填については同様の考え方を採ることとした上で、公衆電話の円滑な提供の確保のために必要な台数の維持（効率化に必要となる撤去費用を含む）については、交付金の対象とすることが適当である。

③ 災害時用公衆電話の契約約款の届出についての経過規定等

基礎的電気通信役務に関しては、その実施の日の７日前までに総務大臣あて届出を行う必要があるが、新施行規則施行の４月１日の時点ではすでに災害時公衆電話に係る役務は提供済みであることから、届出については施行７日前から施行後３ヶ月以内に行うことで足りる旨規定。

スケジュール（想定）

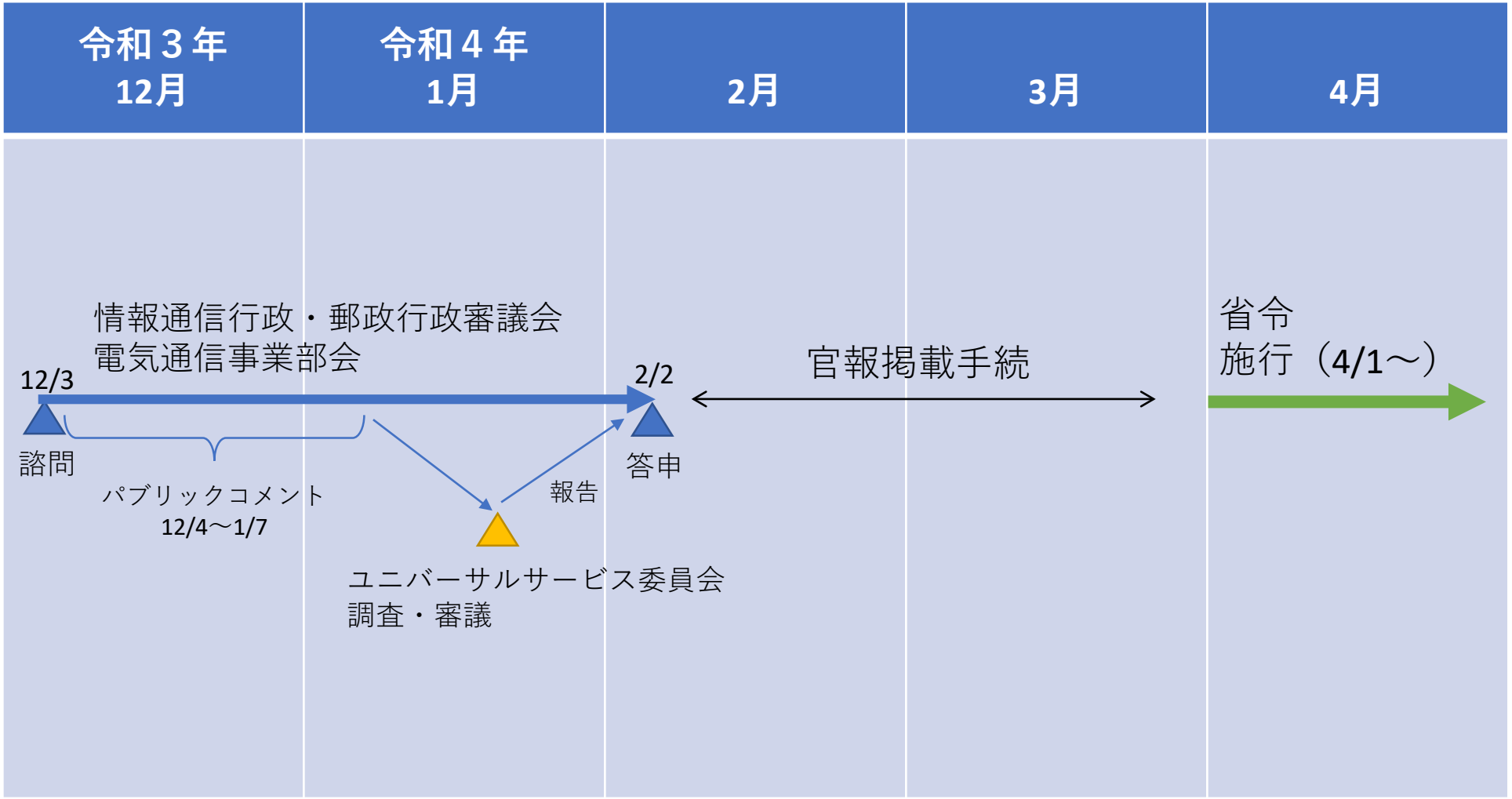
令和３年
12月
令和４年
1月
2月
3月
4月
情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会
12/3
2/2
諮問
答申
パブリックコメント
12/4～1/7
報告
ユニバーサルサービス委員会
調査・審議
官報掲載手続
省令
施行（4/1～）

○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）

（基礎的電気通信役務の提供）

第七条　基礎的電気通信役務（国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして総務省令で定める電気通信役務をいう。以下同じ。）を提供する電気通信事業者は、その適切、公平かつ安定的な提供に努めなければならない。

○電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）

（基礎的電気通信役務の範囲）

第十四条　法第七条の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げる電気通信役務（卸電気通信役務を含む。）とする。

一　（略）

二　第一種公衆電話機（社会生活上の安全及び戸外での最低限の通信手段を確保する観点から市街地（最近の国勢調査の結果による人口集中地区をいう。）においてはおおむね五百メートル四方に一台、それ以外の地域（世帯又は事業所が存在する地域に限る。）においてはおおむね一キロメートル四方に一台の基準により設置される公衆電話機をいう。以下同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに該当するもの（前号に掲げるもの及び手動により通信の交換を行うものを除く。）

イ　第一種公衆電話機に係る市内通信　第一種公衆電話機から発信する通信であつて、当該第一種公衆電話機が設置される単位料金区域と同一の単位料金区域の内に設置される固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信に係るもの

ロ　第一種公衆電話機に係る離島特例通信　次のいずれかに掲げる通信のうち、電気通信役務に関する料金の計算に用いられる距離区分について、本来の距離区分より有利なものを適用することにより、料金の特例が適用される通信に係るもの

（１）　離島のみで構成される単位料金区域の内に設置される第一種公衆電話機から発信する通信であつて、当該単位料金区域の外に設置される固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信

（２）　離島のみで構成される単位料金区域の外に設置される第一種公衆電話機から発信する通信であつて、当該単位料金区域の内に設置される固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信

ハ　第一種公衆電話機に係る緊急通報　警察機関、海上保安機関又は消防機関への緊急通報に係るもの

三・四（略）

○災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）

（指定避難所の指定）

第四十九条の七　市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退きを行つた居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民（以下「被災住民」という。）その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

２・３　（略）

（参考）地方公共団体に対するアンケート①（公衆電話を残すべき場所）

○ 総務省から地方公共団体（都道府県及び市町村）に対して公衆電話に関するアンケート調査を実施
　実施日　令和３年10月
　回答数　1618/1788　団体

公衆電話を何処に残したいか（優先順位三位まで）

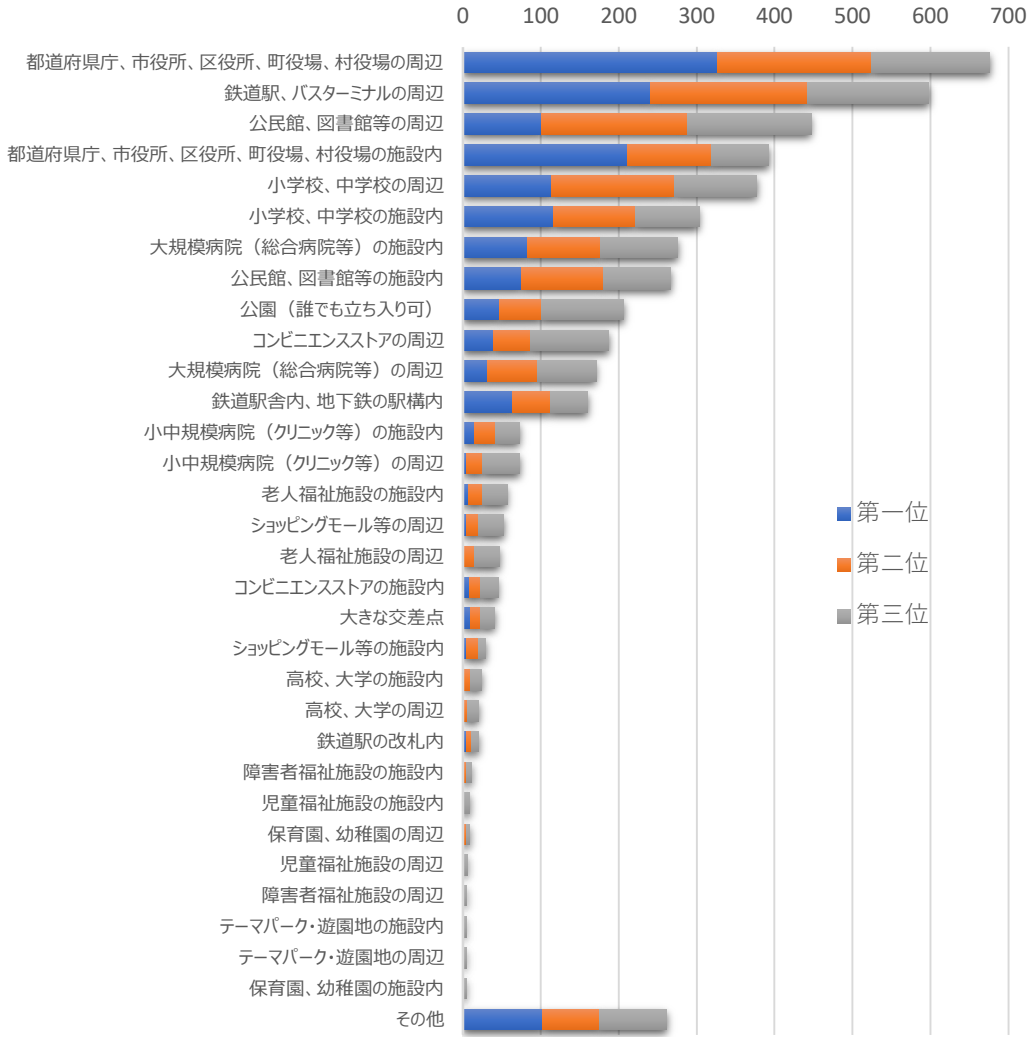

公衆電話を残す理由として災害対策である場合（上位10箇所）

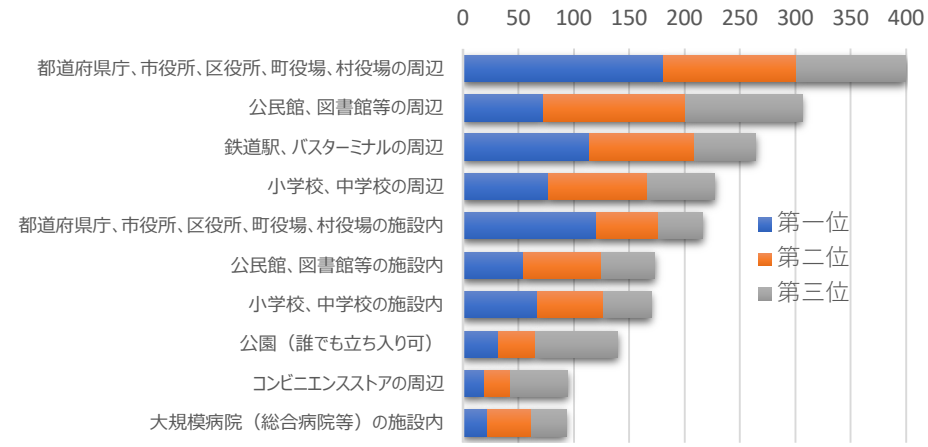

公衆電話を残す理由として平時の利用である場合（上位10箇所）

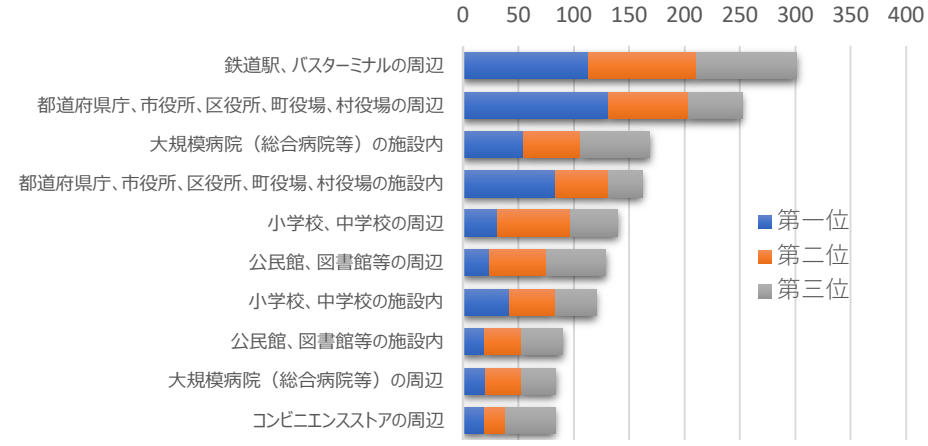

（参考）地方公共団体に対するアンケート②（防災計画等への位置づけ）

・地方公共団体の防災計画等に常設の公衆電話または災害時用公衆電話を記載しているかどうかという質問については、何らかの形で記載していると回答した自治体が５０％を占めている。
・具体的な記載内容としては「避難所での通信手段としての災害時用公衆電話の設置」について記載しているという回答が一番多く、防災計画に位置付けている地方公共団体のうち約７割を占めている。

防災計画等に公衆電話を位置づけているか

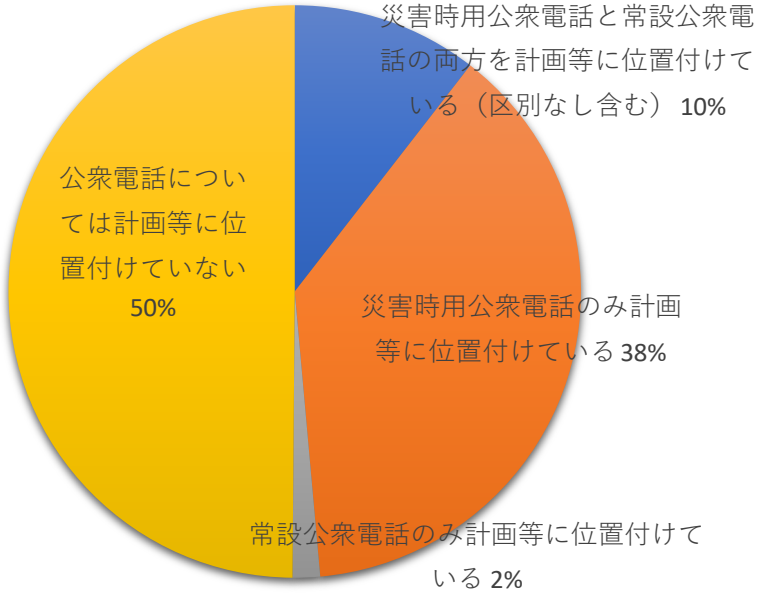

計画等に位置づけている場合の具体的内容（複数回答）

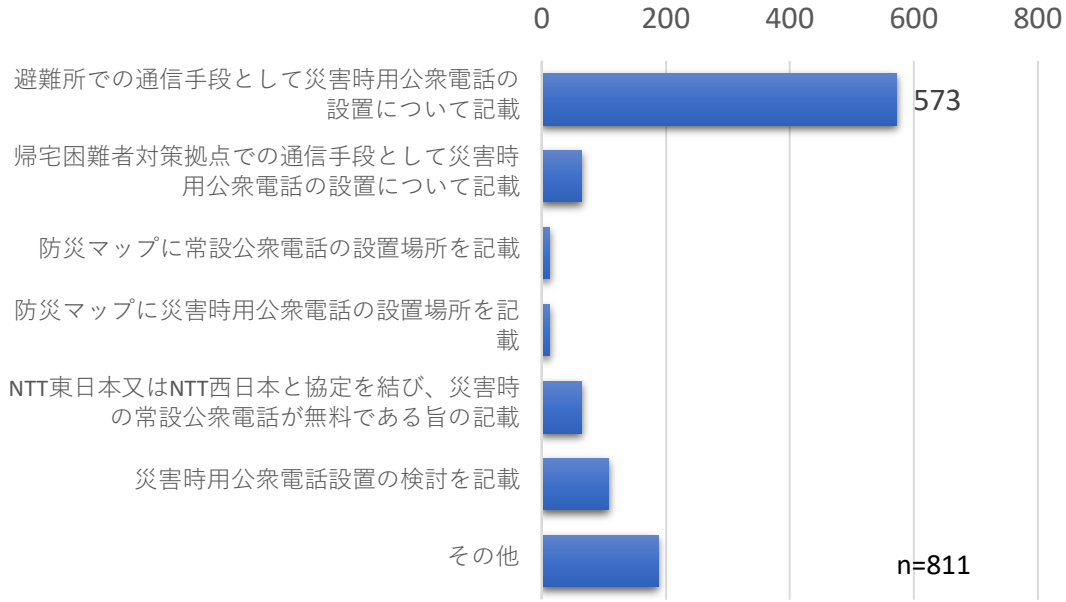

（参考）利用者アンケート調査（令和３年11月総務省実施）①

○ 総務省から利用者向けアンケート調査実施
　実施日　令和３年11月
　回答数　２０００

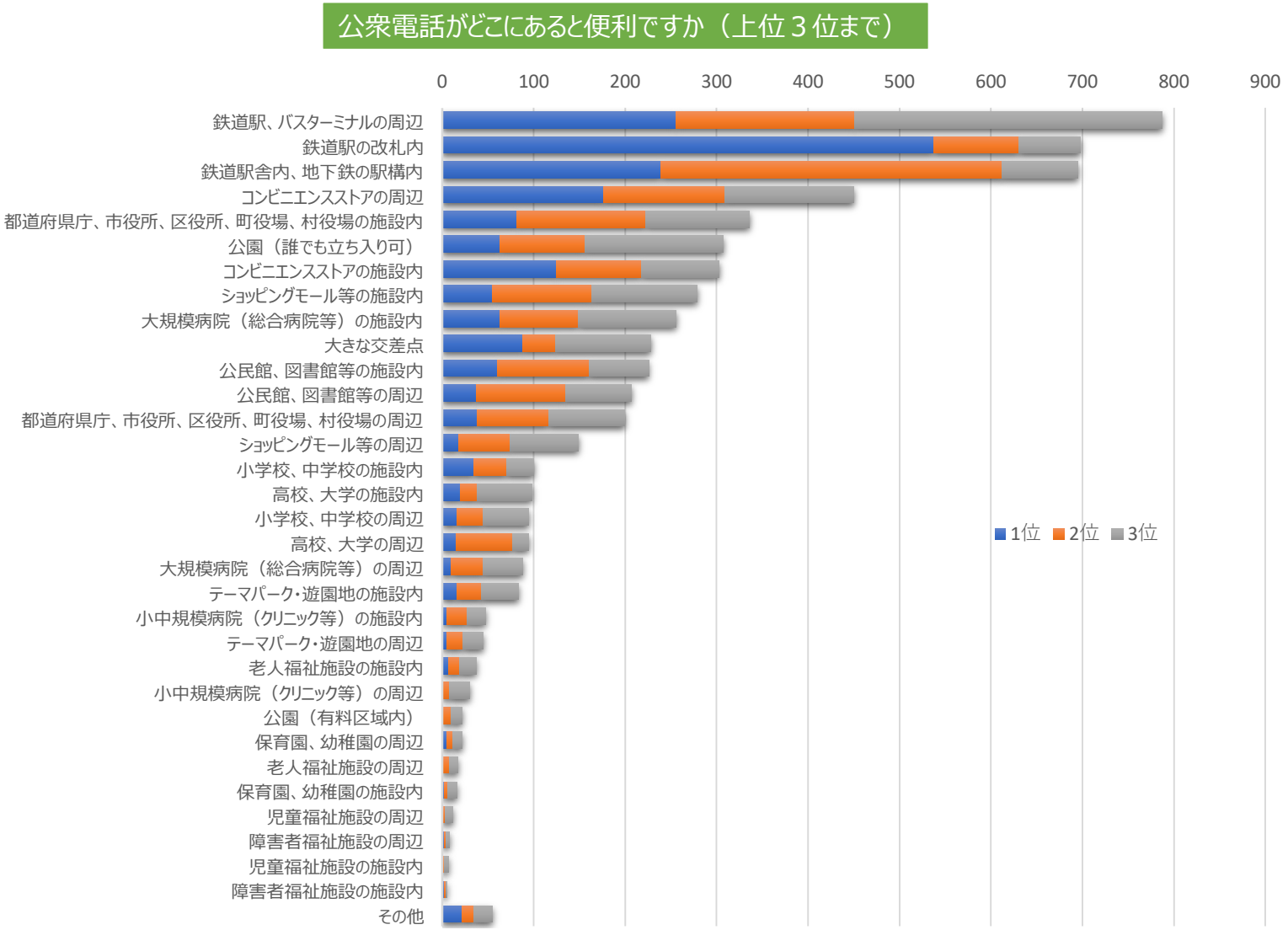

（参考）利用者アンケート調査（令和３年11月総務省実施）②

過去１年間における公衆電話の利用頻度はどのくらいですか

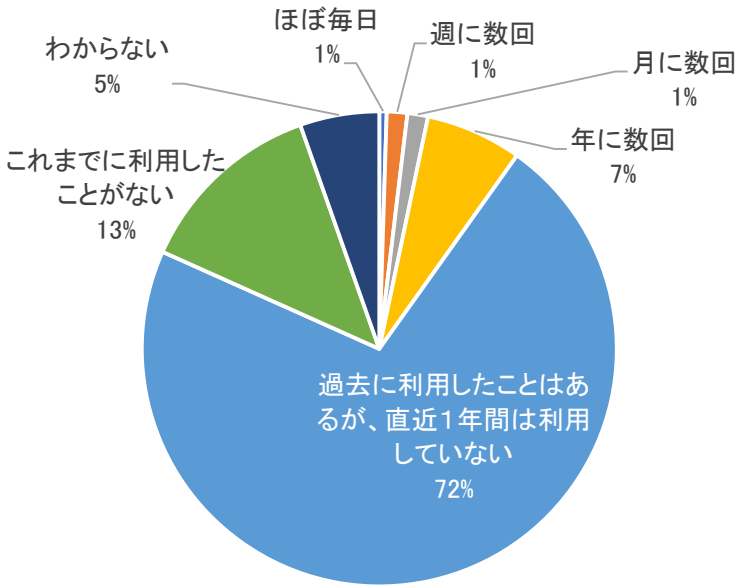

今後どのような状況で公衆電話を利用しますか

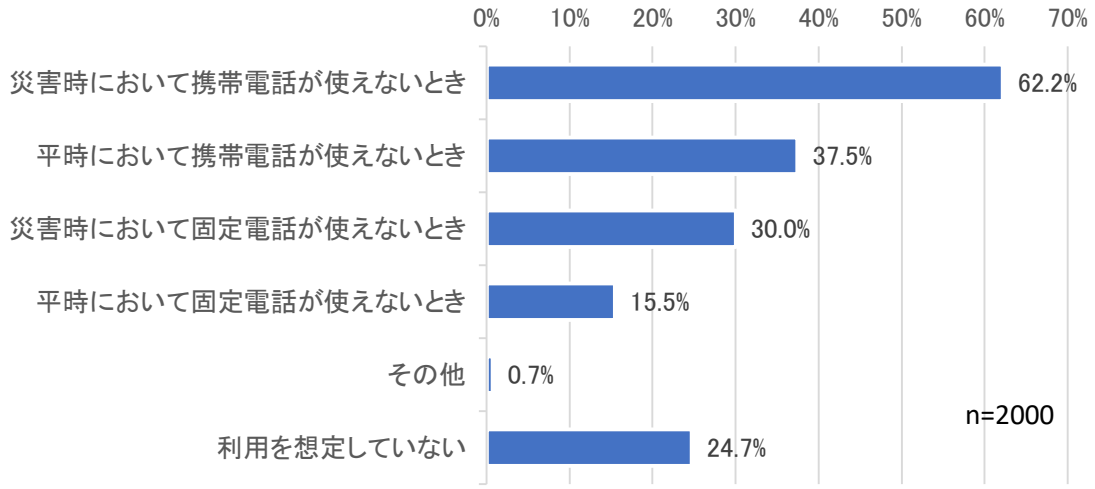

災害時用公衆電話を利用したことがありますか

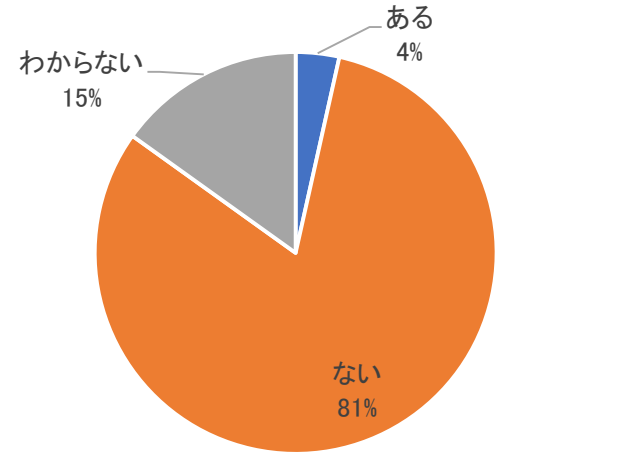

災害時用公衆電話の通話の相手方はどの区分に当てはまりますか

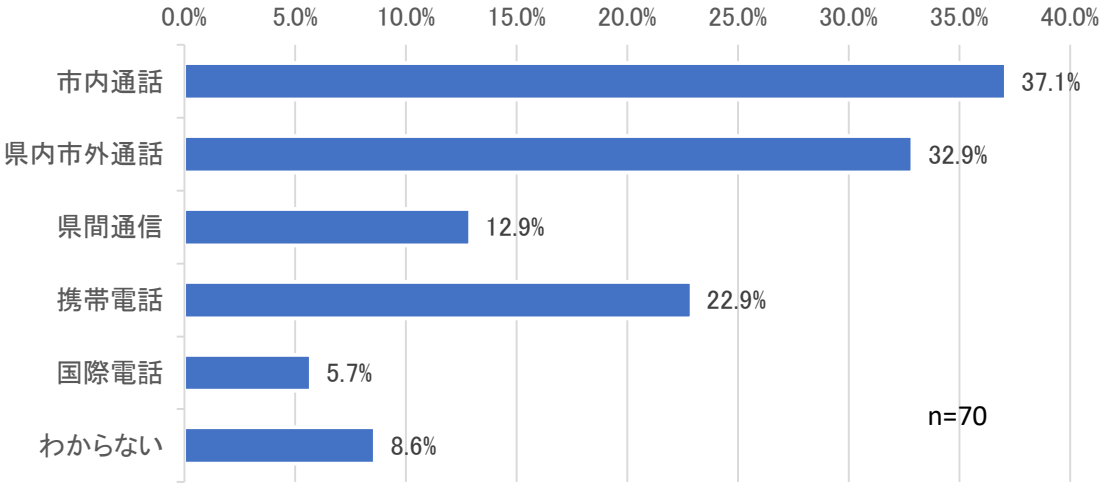

（参考）公衆電話の設置台数・通信サービスの契約数の状況

○常設の公衆電話の設置台数は年々減少しており、令和２年度末では14.6万台となっている。なお、第一種公衆電話は10.9万台を維持している。
○通信サービスの契約数の推移について、引き続き、携帯電話等の契約数が伸びている状況。

公衆電話設置台数及び通信回数推移

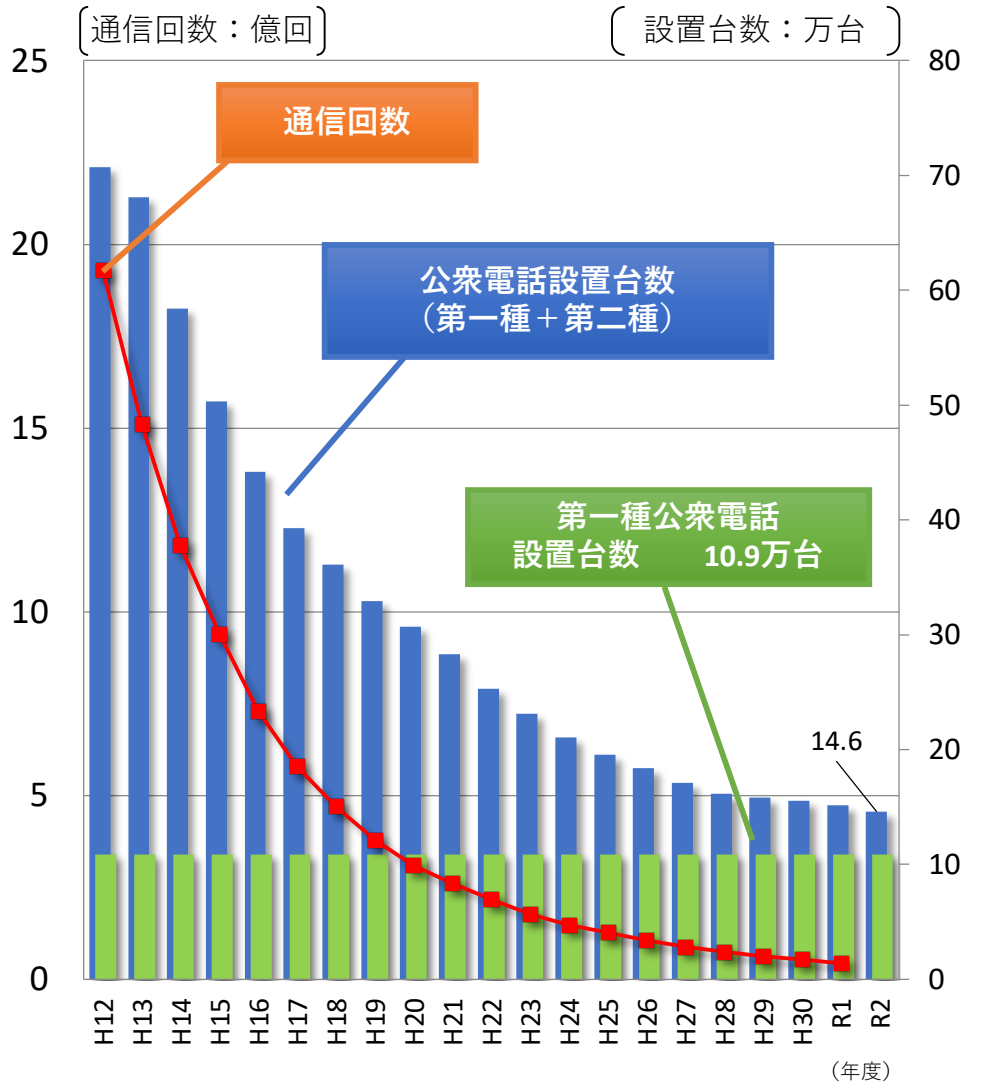

通信サービス契約数

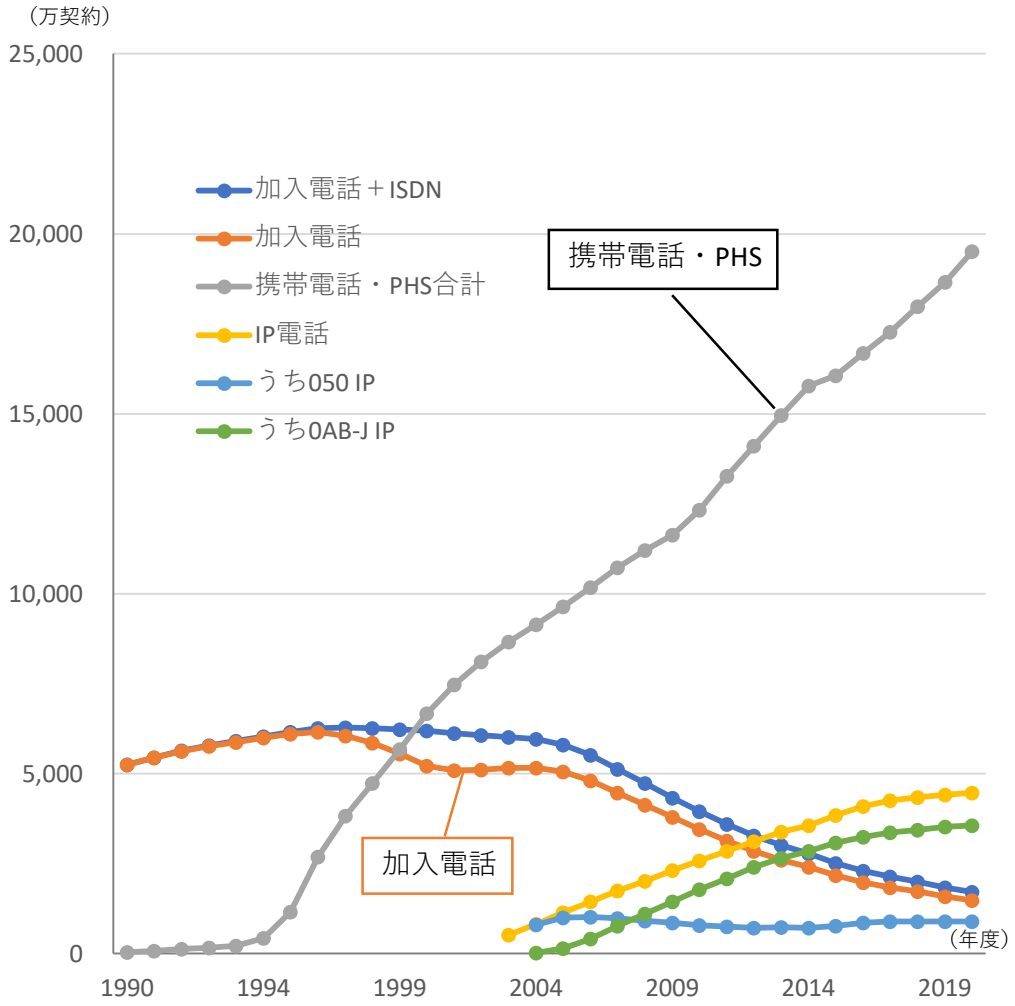

○総務省令第　　号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和　　年　　月　　日

総務大臣　金子　恭之

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（基礎的電気通信役務の範囲） 第十四条　法第七条の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げる電気通信役務（卸電気通信役務を含む。）とする。 ［一　略］ 二　第一種公衆電話機（社会生活上の安全及び戸外での最低限の通信手段を確保する観点から、公道上、公道に面した場所その他の常時利用することができる場所又は公衆が容易に出入りすることができる施設内の往来する公衆の目につきやすい場所に設置される公衆電話機であつて、市街地（最近の国勢調査の結果による人口集中地区をいう。）においてはおおむね一キロメートル四方に一台、それ以外の地域（世帯又は事業所が存在する地域に限る。）においてはおおむね二キロメートル四方に一台の基準により設置されるものをいう。以下同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに該当するもの（前号に掲げるもの及び手動により通信の交換を行うものを除く。） ［イ～ハ　略］ 二の二　災害時に避難所等（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十九条の七第一項の規定により指定された指定避難所その他の同項に規定する避難所又は災害時に帰宅することが困難な者が一時的に滞在するための施設をいう。以下この号において同じ。）における公衆による電話の利用を確保するために地方公共団体の要請に基づき電気通信事業者が避難所等の収容人員おおむね百名当たり一回線の基準によりあらかじめ設置する固定端末系伝送路設備を用いて当該電気通信事業者が提供する音声伝送役務 ［三・四　略］	（基礎的電気通信役務の範囲） 第十四条　［同上］ ［一　同上］ 二　第一種公衆電話機（社会生活上の安全及び戸外での最低限の通信手段を確保する観点から市街地（最近の国勢調査の結果による人口集中地区をいう。）においてはおおむね五百メートル四方に一台、それ以外の地域（世帯又は事業所が存在する地域に限る。）においてはおおむね一キロメートル四方に一台の基準により設置される公衆電話機をいう。以下同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに該当するもの（前号に掲げるもの及び手動により通信の交換を行うものを除く。） ［イ～ハ　同上］ ［新設］ ［三・四　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（電気通信事業報告規則の一部改正）

第二条　電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後

（電気通信役務契約等状況報告等）

第二条　次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎四半期経過後一月以内（様式第一第二表、様式第二、様式第四、様式第五第二表、様式第六及び様式第十五の三の二によるものについては、毎報告年度経過後二月以内）に、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務に関する当該四半期末（様式第一第二表、様式第二、様式第四、様式第五第二表、様式第六及び様式第十五の三の二によるものについては、当該報告年度末）の契約等の状況について、書面又は別に定める磁気ディスクその他これに準ずるもの（以下「書面等」という。）により総務大臣に提出しなければならない。

報告対象役務	報告対象事業者	様式番号
［略］		
公衆電話（電気通信事業法施行規則第十四条第一号の二に掲げる電気通信役務を含む。以下同じ。）	電気通信回線設備を設置して公衆電話を提供する電気通信事業者	様式第二
［略］		

２～４　［略］

様式第２（第２条第１項関係）

第１表

電気通信役務契約等状況報告
都道府県別設置台数

年３月31日現在

サービスの種類

事業者名

都道府県	区分																合計
	第一種公衆電話機														第一種公衆電話機以外		
	駅等及びその周辺		公共施設及びその周辺		医療施設及びその周辺		教育機関及びその周辺		商業施設及びその周辺		その他		合計				
	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	

改正前

（電気通信役務契約等状況報告等）

第二条　［同上］

報告対象役務	報告対象事業者	様式番号
［同上］		
公衆電話	電気通信回線設備を設置して公衆電話を提供する電気通信事業者	様式第二
［同上］		

２～４　［同上］

様式第２（第２条第１項関係）

電気通信役務契約等状況報告
都道府県別設置台数

年３月31日現在

サービスの種類

事業者名

都道府県	区分		合計
	第一種公衆電話機	第一種公衆電話機以外	
合計			

注１　アナログ公衆電話及びデジタル公衆電話ごとに別葉とすること。
２　第一種公衆電話機及び第一種公衆電話機以外に分けて記載すること。
３　「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。

合計																

注１　アナログ公衆電話及びデジタル公衆電話ごとに別葉とすること。
２　「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
３　「駅等及びその周辺」の欄には、鉄道駅、バスターミナル、空港、港及びそれらの周辺に設置している公衆電話機について、屋内及び屋外ごとに台数を記載すること。
４　「公共施設及びその周辺」の欄には、都道府県庁、市役所、区役所、町村役場及びこれらに準ずる施設、公民館、図書館並びにそれらの周辺に設置している公衆電話機について、屋内及び屋外ごとに台数を記載すること。
５　「医療施設及びその周辺」の欄には、病院、診療所、介護老人福祉施設、児童福祉施設、障害者福祉施設及びそれらの周辺に設置している公衆電話機について、屋内及び屋外ごとに台数を記載すること。
６　「教育機関及びその周辺」の欄には、保育園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及びそれらの周辺に設置している公衆電話機について屋内及び屋外ごとに台数を記載すること。
７　「商業施設及びその周辺」の欄には、コンビニエンスストア、百貨店その他小売店舗及びそれらの周辺に設置している公衆電話機について、屋内及び屋外ごとに台数を記載すること。
８　「その他」の欄には、「駅及びその周辺」、「教育機関及びその周辺」、「公共施設及びその周辺」、「商業施設及びその周辺」及び「医療施設及びその周辺」以外に設置している公衆電話機について、屋内及び屋外ごとに記載すること。
９　「第一種公衆電話機以外」の欄には、第一種公衆電話機以外の公衆電話機（電気通信事業法施行規則第14条第２号の２に掲げる電気通信役務で用いる電話機を除く。）について、屋内及び屋外ごとに記載すること。
10　記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。
11　用紙の大きさは、日本産業規格A列４番とすること。

４　記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。
５　用紙の大きさは、日本産業規格A列４番とすること。

第２表

電気通信役務契約等状況報告
都道府県別回線数

年３月31日現在

サービスの種類　電気通信事業法施行規則第14条第２号の２に掲げる電気通信役務

事業者名

都道府県	区分					
	避難所		帰宅困難者一時滞在施設		合計	
	箇所数	回線数	箇所数	回線数	箇所数	回線数
合　計						

注１　電気通信事業法施行規則第14条第２号の２に掲げる電気通信役務で用いる電話機を設置している避難所等の箇所数及び公衆電話の回線数について記載すること。

２　「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。

３　避難所とは、災害対策基本法（昭和35年法律第223号）第49条の７第1項に規定する指定避難所その他の同項に定める避難所をいう。

４　帰宅困難者一時滞在施設とは、災害時に帰宅することが困難な者が一時的に滞在するための施設をいう。

５　記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。

６　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式第16（第２条第３号関係）

第１表

［表略］

注１　加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話、公衆電話（電気通信事業法施行規則第14条第２号の２に掲げる電気通信役務を除く。）、携帯電話及びＰＨＳについては、国内電気通信役務であつて、自らが料金を定めるものについて記載すること。

［２～14　略］

第２表

［表略］

［新設］

様式第16（第２条第３号関係）

第１表

［表同左］

注１　加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話、公衆電話、携帯電話及びＰＨＳについては、国内電気通信役務であつて、自らが料金を定めるものについて記載すること。

［２～14　同左］

第２表

［表同左］

［注１　略］ ２　発信及び着信のそれぞれに関し、加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話、公衆電話（電気通信事業法施行規則第14条第２号の２に掲げる電気通信役務を除く。）、携帯電話及びＰＨＳごと（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごと）に別葉とすること。 ［３～10　略］	［注１　同左］ ２　発信及び着信のそれぞれに関し、加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話、公衆電話、携帯電話及びＰＨＳごと（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごと）に別葉とすること。 ［３～10　同左］
第３表 ［表略］ ［注１　略］ ２　発信及び着信のそれぞれに関し、加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話、公衆電話（電気通信事業法施行規則第14条第２号の２に掲げる電気通信役務を除く。）、携帯電話及びＰＨＳごと（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごと）に別葉とすること。 ［３～12　略］	第３表 ［表同左］ ［注１　同左］ ２　発信及び着信のそれぞれに関し、加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話、公衆電話、携帯電話及びＰＨＳごと（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごと）に別葉とすること。 ［３～12　同左］
第４表 ［表略］ ［注１　略］ ２　発信及び着信のそれぞれに関し、加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話、公衆電話（電気通信事業法施行規則第14条第２号の２に掲げる電気通信役務を除く。）、携帯電話及びＰＨＳごと（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごと）に別葉とすること。 ［３～12　略］	第４表 ［表同左］ ［注１　同左］ ２　発信及び着信のそれぞれに関し、加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話、公衆電話、携帯電話及びＰＨＳごと（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごと）に別葉とすること。 ［３～12　同左］
第５表 ［表略］ ［注１　略］ ２　加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話及び公衆電話（電気通信事業法施行規則第14条第２号の２に掲げる電気通信役務を除く。）ごとに別葉とすること。 ［３～10　略］	第５表 ［表同左］ ［注１　同左］ ２　加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話及び公衆電話ごとに別葉とすること。 ［３～10　同左］

第６表

電気通信役務通信量等状況報告
通信回数、通信量等

年４月１日から
年３月31日まで

サービスの種類　電気通信事業法施行規則第14条第２号の２に掲げる電気通信役務

事業者名：

提供開始年月	提供終了年月	通信回数（１）	通信量（２）	平均通信量（２）÷（１）	災害名
合計					

注１　報告年度内に提供されていた公衆電話のうち電気通信事業法施行規則第14条第２号の２に掲げる電気通信役務について記載すること。

２　報告年度の最初の日において既に提供が開始されている注１に規定する電気通信役務については「提供開始年月」の欄に前報告年度以前の提供開始年月を記載し、報告年度末において提供が終了されていない当該役務については「提供終了年月」に「報告年度末現在提供中」と記載すること。

３　「通信回数」及び「通信量」の欄は、一の単位として記載すること。

４　「平均通信量」の欄は、小数点以下第１位未満の端数を四捨五入して得た数値を記載すること。

［新設］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正）

第三条　第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

（法定機能の区分、内容及び対象設備等）

第四条　法定機能は、次の表の上欄及び中欄に定める機能とし、それぞれの法定機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）とする。

機能の区分	内容	対象設備
［略］		
十二　公衆電話機能	公衆電話機（電気通信事業法施行規則第十四条第二号の二に掲げる電気通信役務で用いる電話機を除く。以下同じ。）から通信を発信し、又は公衆電話機に通信を着信させる機能	公衆電話機
［略］		

［備考　略］

改正前

（法定機能の区分、内容及び対象設備等）

第四条　［同上］

機能の区分	内容	対象設備
［同上］		
十二　公衆電話機能	公衆電話機から通信を発信し、又は公衆電話機に通信を着信させる機能	公衆電話機
［同上］		

［備考　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（接続料規則の一部を改正する省令の一部改正）

第四条　接続料規則の一部を改正する省令（平成十七年総務省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 ［1～8　略］ 9　事業者は、規則第四条の表十二の項の機能に係る接続料を変更する場合には、その原価及び利潤は、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価及び利潤（公衆電話機（電気通信事業法施行規則第十四条第二号の二に掲げる電気通信役務で用いる電話機を除く。）から発信される通信に係るものに限る。次項において同じ。）の全部又は一部を加算して算定することができる。 ［10～17　略］	附　則 ［1～8　同上］ 9　事業者は、規則第四条の表十二の項の機能に係る接続料を変更する場合には、その原価及び利潤は、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価及び利潤（公衆電話機から発信される通信に係るものに限る。次項において同じ。）の全部又は一部を加算して算定することができる。 ［10～17　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2　この省令による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）第十四条第二号の二に掲げる電気通信役務に係る電気通信事業法第十九条第一項の規定による契約約款の届出をしようとする者は、この省令の公布の日からその実施の日の七日前までの間においても、新施行規則第十五条の規定により当該届出を行うことができる。ただし、その実施の日がこの省令の施行の日（次項において「施行日」という。）以後の場合に限る。

（経過措置）

3　この省令の施行の際現に新施行規則第十四条第二号の二に規定する基礎的電気通信役務を提供している者であって、前項の届出を行っていない者は、施行日から三月以内に当該基礎的電気通信役務に係る契約約款の届出を行わなければならない。この場合において、当該届出が行われるまでの間は、基礎的電気通信役務に該当しないものとみなす。

4　当分の間、新施行規則第十四条第二号中「おおむね一キロメートル四方に一台」とあるのは「おおむね一キロメートル四方に一台以上かつおおむね五百メートル四方に一台以下」と、「おおむね

二キロメートル四方に一台」とあるのは「おおむね二キロメートル四方に一台以上かつおおむね一キロメートル四方に一台以下」と読み替えるものとする。